

友の家の事業

指定相談支援事業

(特定相談、一般相談、障害児相談)

福祉サービスをご利用するに当たり、サービス等利用計画の作成、サービス調整、困りごとの相談を行ないます。

地域活動支援センターⅠ型

詳しくは内面にて説明しております。

障害支援区分認定調査

福祉サービスを利用する際に必要となる認定調査を市町村の委託を受けて行います。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業(千葉県受託)

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、共生社会の実現を目的とした事業を行っています。

ピアサポート活動事業(旭市受託)

ピアサポーターによる助言・情報提供を行う個別相談や、病院等を訪問する派遣事業などを行っています。



案内図



☆ JR 総武本線 旭駅下車

※旭駅よりタクシーで10分(約4km)

※旭駅から専用無料バスをご利用下さい。

地域生活支援センター友の家

〒289-2513

千葉県旭市野中 3820-15

電話: 0479-60-0608

FAX: 0479-60-0668

メール: tomoie@rosario.jp

社会福祉法人ロザリオの聖母会

〒289-2513

千葉県旭市野中 4017 (法人本部)

電話: 0479-60-0600

FAX: 0479-60-0660

メール: honbu@rosario.jp

H P: <http://www.rosario.jp>

地域生活支援センター

友の家

ごあんない

一人で悩まず、まずはご相談ください。



社会福祉法人ロザリオの聖母会

地域生活支援センター 友の家とは・・・

地域で生活する障害のある方のために、**障害者総合支援法**により「地域活動支援センターⅠ型」として憩いの場の提供や生活上の悩みについて相談できる場所です。
友の家は障害のある方が地域で自分らしく生き生きと生活していけるように支援していくところです。



地域活動支援センターⅠ型事業とは・・・

日中活動として

1階にフリースペースがありますので、ご自分のペースで過ごすことができます。お茶等ご用意してお待ちしております。

(1)ご利用方法は・・・

まずは電話等にて連絡

- ⇒ 見学
- ⇒ 体験利用
- ⇒ 市役所へ申請
- ⇒ 利用開始

(2)活動内容

レクリエーションやプログラム活動等を通じて、他者との交流の機会を提供します。

- ・手芸、お菓子作り、カラオケ、利用者ミーティング
- ・季節の日帰り旅行

(3)利用については

- ・障害があり、ご自身が利用を希望されている方
- ・旭市、匝瑳市に住所をお持ちの方
- ・必要があれば主治医の了承を得ていただきます。

相談

旭市、匝瑳市等の障害のある人・児童、そのご家族からの相談に対応します。
(相談方法) 電話、来所、訪問

費用

無料で利用できます。
ただし、プログラム活動によっては実費負担があります。

情報コーナー

各種展示物、毎月ニュースレター発行等行っておりますので身近な情報を得ることができます。

利用日時

月曜日から土曜日

午前8時30分～午後5時

※日曜、祝日、別に法人の定められた休日は休みとなります。